

令和5年9月議会

教育こども委員会報告資料

児童発達支援事業所の設置について . . . 1頁

馬出保育所の改築について . . . 4頁

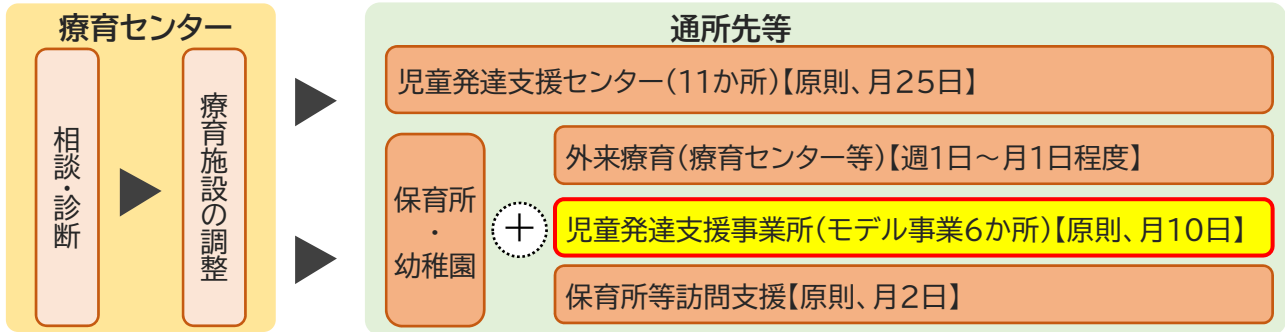
こども未来局

児童発達支援事業所の設置について

1 障がい児通所施設をとりまく環境の変化

- 本市においては、これまで障がい児通所施設については、設備や体制等の整った児童発達支援センターを中心とした整備を行ってきた。
- しかしながら、「発達障がい児の増加」、「共働き家庭の増加」により、保育所等に通園しながら支援を受けたい(並行通園)とのニーズが増大している。
- これに伴い、児童発達支援事業所の設置が必要とされている。

<通所先決定までの流れ>



※児童発達支援事業所は、主として重症心身障がい児を対象とするもの等を除く

<療育センター等での新規受診児数の推移>

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受診児数	1,518人	1,614人	1,708人	1,931人	2,080人
うち発達障がい	1,000人	1,016人	1,086人	1,216人	1,290人

2 児童発達支援事業所の設置

- 児童発達支援事業所については、令和4年度からモデル事業を実施し、有識者により構成した「福岡市子ども発達支援体制検討WG」、「福岡市児童発達支援事業の試行・検証事業選定・評価委員会」にて検討し、示された方向性は以下のとおり

- ・質を確保しつつ設置できるよう、計画的かつ段階的に設置すること
- ・公募により適切な支援を行える事業者を選定すること
- ・療育センター等の体制を強化し、療育センター等による後方支援を実施すること

療育センター等による後方支援

①協議会の設立

児童発達支援事業所との定期的な情報共有の場の構築

②児童発達支援事業所職員の実習受入

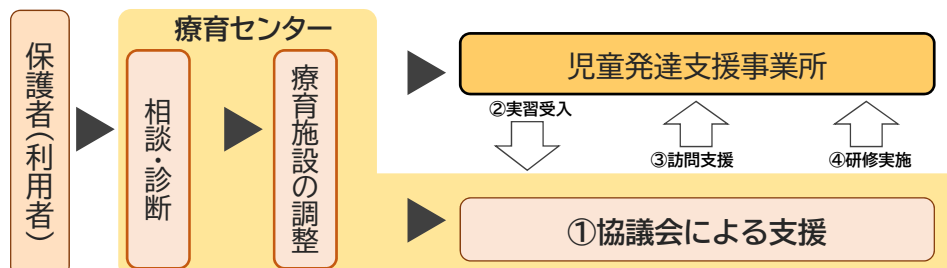
療育センター等において、事業所職員を受け入れ、支援の現場へフィードバック

③児童発達支援事業所への訪問支援

児童発達支援事業所を訪問し、実際の支援の状況を確認しての支援

④研修体系の構築・実施

児童発達支援において求められる知識・技能に係る研修を体系化し、実施

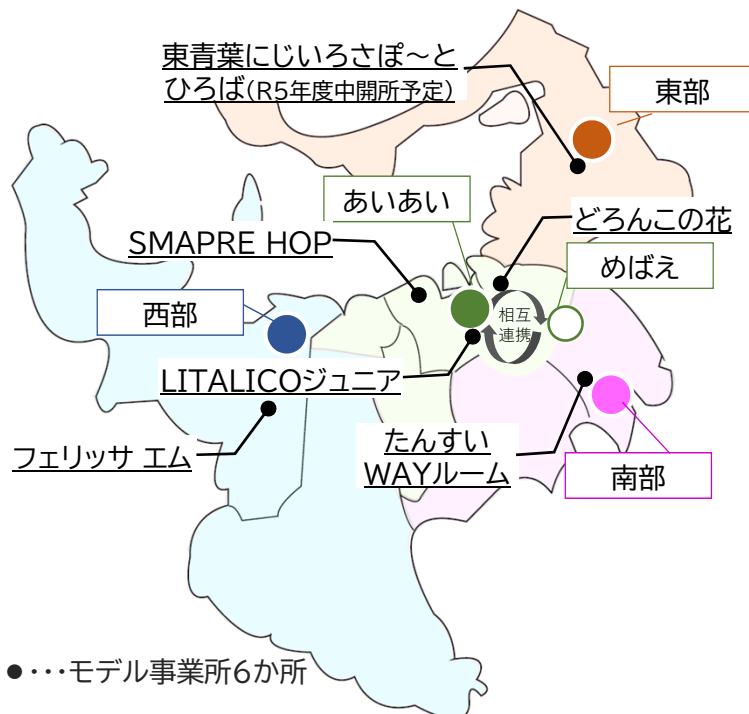


3 後方支援体制(区域イメージ)

- 後方支援の実施にあたっては、療育センター等の相談・診断エリアにあわせて、市内を4つの区域に分けた支援体制を構築
- あいあいセンターについては、知的障がい児3～5歳を対象としていないため、めばえ学園と相互連携して実施

支援施設	対象エリア
東部療育センター	東区
あいあいセンター めばえ学園	博多区(一部)、中央区 城南区、早良区(一部)
西部療育センター	西区、早良区(一部)
南部療育センター (R7開所)	南区、博多区(一部)

※南部療育センター開所までは、あいあいセンターが支援を実施



4 あいあいセンターとめばえ学園の相互連携

- あいあいセンターは園庭等の状況から、知的障がい児の3～5歳児の受入は困難
- 一方、めばえ学園は相談・診断機能はないが、知的障がい児を全年齢受け入れている。
- 児童発達支援事業所の後方支援の実施にあたって、実習受け入れ等を実施するためには、両施設が相互連携することが必要

施設名	相談 診断	通園(知的)	
		1,2歳	3～5歳
東部療育センター	○	○	○
あいあいセンター	○	○	×
めばえ学園	×	○	○
西部療育センター	○	○	○
南部療育センター	○	○	○

※各療育センター、あいあいセンターは、上記の他に肢体不自由児通園部門を有している。

5 児童発達支援事業所の設置数

- 児童発達支援事業所の通所対象児については、現在、外来療育を利用している児童の移行等が想定され、令和8年度末までに新たに23事業所(合計29事業所)設置することが必要である。
- 計画的かつ段階的に設置することが必要であるため、令和6年度～8年度において、毎年8事業所程度設置していく。
- なお、設置にあたっては、審査項目等を定めて公募により適切な事業者を選定する。
※設置数については、保健福祉審議会障がい専門分科会にて審議中であり、今後、パブコメ実施予定

児童発達支援事業所の設置について【参考資料】

参考1 児童発達支援事業所の概要

- 児童発達支援の役割は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を供与すること

<児童福祉法に定める障がい児施設>

		就学前	就学後
対応施設等	通所支援	児童発達支援センター(療育センター)	
		児童発達支援事業所	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	入所支援		

参考2 児童発達支援事業所と児童発達支援センターの設備・人員基準の比較

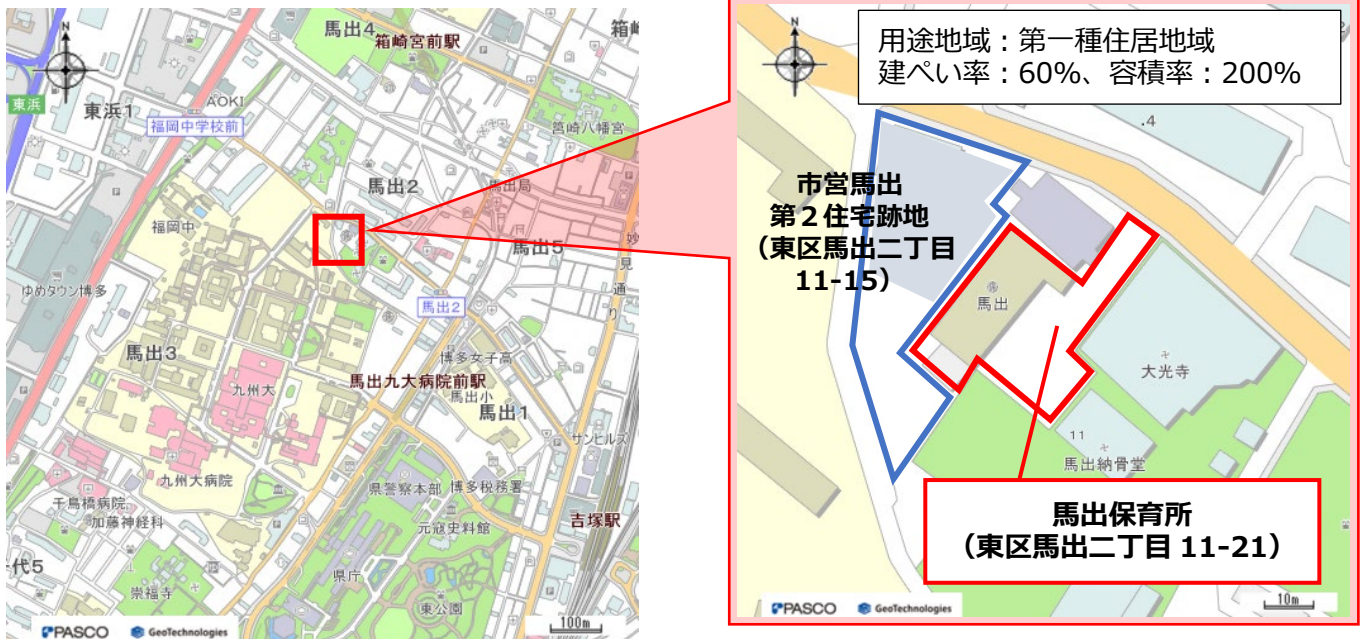
	児童発達支援センター	児童発達支援事業所
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者 ○ 児童発達支援管理責任者 ○ 児童指導員及び保育士 ※ 機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合) ※ 看護職員(医療的ケアを行う場合) ○ 嘱託医 ○ 栄養士 ○ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者 ○ 児童発達支援管理責任者 ○ 児童指導員又は保育士 ※ 機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合) ※ 看護職員(医療的ケアを行う場合)
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導訓練室 ○ 遊戯室 ○ 屋外遊戯場 ○ 医務室 ○ 相談室 ○ 調理室 ○ 便所 ※ 静養室(主に知的障がい児を通わせる場合) ※ その他支援の提供に必要な設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導訓練室 ※ その他支援の提供に必要な設備及び備品等

馬出保育所の改築について

1 概要

- 馬出保育所の現行の建物は、昭和46年度に建築され築51年を経過し、老朽化が進行している。
- このような中、令和2年度に隣接する市営馬出第2住宅が移転改築され、跡地が空き地となっていることから、当該用地を有効活用して馬出保育所の改築を行う。
- 加えて、公立保育所では、地域の子育て支援、災害時における代替保育をはじめとするセーフティネットとしての機能・役割を果たしていく必要があるが、馬出保育所の敷地と建物は狭隘であり、保護者からの相談に対応するための子育て支援室等もないため、改築にあわせ、保育環境の改善を図るもの。

2 現況図



3 検討内容

(1) ソフト面

- 子育て支援・緊急時の対応の充実
特別支援保育の実施、地域の子育て支援・相談体制の強化、災害発生時の受入れ等

(2) ハード面

- 諸室・駐車場の整備
敷地面積：約 1,900 m²、延床面積：約 1,000 m²、定員：110 人、駐車場：約 20 台

4 今後のスケジュール

